

地方分権改革推進委員会「第 2 次勧告」に対する知事コメント

平成 20 年 12 月 8 日

福 島 県

< 義務付け・枠付けの見直し >

自治体への義務付け・枠付けの見直しは、真の分権型社会の実現を目指す上で、権限や税財源の移譲などとともに一体的に進めるべき主要な改革課題。これまで本県としても国に提言してきた。

全国知事会や全国市長会の提言も踏まえ、約 1 万にも及ぶ条項の精査など地道な作業のもとに、一定の見直しの方針が示されたことは評価すべきこと。

具体的な方策に関しては、第 3 次勧告に向けた調査審議に委ねられていることから、引き続き委員会の審議状況、そして、政府の対応を注視していく必要がある。

本県としても、義務付け・枠付けの廃止により拡大される自由裁量を最大限生かした政策立案に取り組んで参りたい。

< 国の出先機関の見直し >

出先機関見直し案に関しては、単に勧告内容だけをみて判断すべきものではなく、権限・財源が実際にどれだけ移譲されるのか明らかになって初めて、真の地方分権に寄与するものなのかどうか、その全体像が明らかになるものと考えている。

勧告内容に対する各府省の抵抗は、かなり大きなものと予想される上、現在の政治状況を見る限り、出先機関見直しの将来像に対する不安を払拭できるような材料は今のところ見当たらない。

「地方振興局（仮称）」については、国の縦割りを解消する一つの方策ではあるが、国と地方の抜本的な役割分担見直しを前提としない限り、全国各地に巨大な地方出先機関ができてしまうのではないかと懸念している。むしろ、地域レベルでは「中央集権」が進むことにもなりかねない。

地方が最も心配する税財源確保に向けた制度設計は、来年春の第 3 次勧告に委ねられており、果たして税財源の移譲がどの程度なされるのか見極める必要もある。